

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第四号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

令和●年●月●日

消費者庁長官 新井 ゆたか

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第三（第二条関係）

繊維	水分率	〔略〕	ポリアクリルニトリル系合成繊維	二・〇パーセント
		アクリレート繊維		三〇・〇パーセント

別表第六（第六条関係）

分類	繊維等の種類	指定用語	〔略〕	
			合成繊維	ポリアクリルニトリル系合成繊維
			アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの	アクリル
	その他のもの			モダクリル
	アクリレート繊維			アクリレート

改正前

別表第三（第二条関係）

繊維	水分率	〔同上〕	ポリアクリルニトリル系合成繊維	二・〇パーセント
		〔同上〕		

別表第六（第六条関係）

分類	繊維等の種類	指定用語	〔同上〕	
			合成繊維	ポリアクリルニトリル系合成繊維
			アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの	アクリル
	その他のもの			モダクリル

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和●年●月●●●●日から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和●年●●●●月●●●●日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。